

Title	近世後期日朝貿易史研究序論：『御出入積写』の分析を通じて
Sub Title	A study of the Japanese-Korean trade in the late Tokugawa period
Author	田代, 和生
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1986
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.79, No.3 (1986. 8) ,p.278(14)- 293(29)
JaLC DOI	10.14991/001.19860801-0014
Abstract	
Notes	日本経済史特集 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19860801-0014

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世後期日朝貿易史研究序論

——『御出入積写』の分析を通じて——

田 代 和 生

1. はじめに

すでに著書で明らかにしたように、近世の日朝貿易は、対馬藩宗家の独占経営のもと、とくに17世紀中期から18世紀中期にかけての約一世紀間が、最盛期に当たっていた。しかしこの貿易が、日本の通用銀（丁銀）の大量輸出と、中国産の生糸・絹織物の輸入で構成される「私貿易」中心型であったため、やがて江戸幕府の銀輸出抑制策によって、大幅な後退を余儀なくされる。したがって近世後期の日朝貿易は、朝鮮・対馬間で約定された約条にもとづく定品・定量貿易の「官営貿易」中心型に移行し、その規模も最盛期の数十分の一に縮小され、もはや昔日の利潤は望むべくもなかった。

前期に比して低調になった近世後期の日朝貿易ではあったが、対馬藩にとって、やはり貿易から得る利益は、藩収入の重要な部分を占めており、ましてや幕府に代って日朝関係を推進していく以上、その存続は至上命令であった。このため、対馬藩では苦難の時期を乗り切るための多くの施策を講じ、貿易のみならず藩財政全般の立て直しを試みることになった。これまで個別に行なわれていた勘定帳簿類の作成を、藩財政全体にまたがる巨視的な視角から進めるようになり、より詳細な記録や帳簿類をもとにその当時の財政状態全体を把握したり、さらに将来の動向を予測するような類いのことが行なわれるようになった。こうした傾向を反映して、対馬藩宗家には、近世前期とはまた性格の異なった多くの良質な史料が残されることになり、それらを用いた実証的な研究を進めていくことが可能となった。⁽²⁾ただしこれまでの研究は、上記のような史料性格が左右して、藩政史研究の立場から行なわれる傾向が強く、日朝貿易史研究に限っていうならば、大凡の動向が示

注（１）『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、1981年）。

（２）例えば、森山恒雄「対馬藩」（『長崎県史・藩政編』所収、吉川弘文館、1973年）や鶴田啓「天保期の対馬藩財政と日朝貿易」（『論集 きんせい』8、東京大学近世史研究会、1983年）などがある。このうち日朝貿易に関係ある史料として、前者は天明七年（1787）の『御身代出入積書』（宗家記録、東京大学史料編纂所蔵）の存在を明らかにし、また後者は天保四年（1833）の勘定方の記録『寛政年御入目近年之御入目差引増減目録』（宗家記録、東京大学史料編纂所蔵）を用いて、藩財政の状態を、所領・屋敷別に考察している。

唆されているものの、貿易そのものに関する実態は、まだ正確にとらえられていないのが現状である。

本稿は18世紀中期以降における日朝貿易について、本格的な研究を進める予備的作業として、対馬藩の収支見積書である『御出入積写』（天理大学図書館所蔵）を用いて、文政七年（1824）における官営貿易・私貿易双方の数値を明らかにし、その分析を通じて、当時の貿易趨勢を探ろうとするものである。

2. 『御出入積写』と藩財政に占める日朝貿易

ここで使用する史料『御出入積写』は、天理大学図書館の架蔵になり、対馬藩宗家が藩財政の実態を把握する必要上、文政・天保期（19世紀前期）の勘定方が作成した計七種類の身代出入見積書を写し取った記録である。表紙の右下に「杉村」とあり、代々対馬藩の家老職を勤めた杉村家に伝わった控え記録と考えられるが、同図書館に入った経緯についてはよく分からない。保存状態は極めて良好で、墨付92葉、本文178頁からなり、内容別に以下の12項目に分けて記載されている。

〔文政期〕

- 1 対馬藩全体の米と現金銀の収入・支出項目 〔「御所務米并御遣捨米差引」「御所務銀并御遣捨差引」〕
- 2 支出予算項目 〔三種類の予算試案〕
- 3 地域別の米と現金銀の収入・支出項目 〔「田代御米」「田代御銀」・「松浦怡土両郡御米」「松浦怡土両郡御銀」・「(江戸・野州金)」・「御郡(対馬麦)」・「御郡銀」・「朝鮮(米)」・「朝鮮＝属候銀出入積」「銅仕繰之覚」〕
- 4 参観交代の費用項目 〔「御参向入目」〕
- 5 対馬本国計算の米・銀収支項目 〔「御国米積」「御国銀積」〕
- 6 上方借金項目
- 7 朝鮮官営貿易計算項目 〔「朝鮮御交易物之差引」〕
- 8 収入からみた石高推測項目 〔「当時之御所務を以御石高考」〕
- 9 対馬における米小払い項目 〔「小分ヶ」〕

〔天保期〕

- 10 地域別の米と現金銀の収入・支出項目 〔「田代御米」「田代御銀」・「松浦怡土御米」「松浦怡土御銀」・「御郡(対馬麦)」・「御郡銀」・「朝鮮米」「朝鮮＝属候銀出入積」「銅仕繰之覚」〕
- 11 参観交代の費用項目 〔「御参向御下向入目」〕
- 12 対馬本国計算の米・銀収支項目 〔「御国御米積」「御国銀積」〕

〔表1〕 対馬藩所務米

	石	比率(%)	(修正値)*	石	比率(%)
肥前田代	8,000	34.1	7,052	31.8	
肥前松浦・筑前怡土郡	6,600	28.2	6,589	29.7	
朝鮮米	6,250	26.7	6,250	28.2	
対州(麦を米に直して)	2,470	10.5	2,162	9.8	
下野安蘇・都賀郡	111	0.5	111	0.5	
計	23,431	石	22,164	石	

*当該地における入用米を引く。

〔表2〕 対馬藩所務金(銀)

金12,000両	幕府下賜金		
金21,698両	内訳		比率(%)
	六銭 119貫180匁余	田代取立銀	4.9
	六銭 10貫290匁余	怡土・松浦取立銀	0.4
	元文銀338貫300匁	怡土・松浦米大坂売払代	24.0
	金 520両	御蔵入切手分その他	2.4
	金 922両	下野取立金	4.3
	六銭 83貫220匁余	対州郡中取立銀	3.4
	六銭 896貫380匁	朝鮮公貿易所務分	37.0
	金 4,413両	対州運上その他取立分	20.3
	金 700両	奥方(長州)様御入興年々御朱金	3.2
総計	六銭 合計1,109貫070匁	元文銀646貫060匁	金9,939両
金33,698両	元文銀合計	338貫300匁	金5,204両
	金 合計		金6,555両
			計 21,698両

(金1両=銀65匁、銀1匁=六銭103文)

このうち文政期は六種類の勘定積帳からなり、項目1～2が「文政十三年(1830)七月於江戸積之、山下覚次郎」、3～5が「文政七年(1824)五月考、御身代御出入積帳」で、年代的にみて、後者の詳細な数値から前者の全体的な帳面が作成されたものと考えられる。項目6～9は、それぞれ項目ごとに別個の見積書からなり、作成年代はいずれも文政七年である。天保期は、一種類の勘定帳の写しで、項目3～5と同様の要領で記載され、「天保十三年(1842)十月、是迄之御身代積之形を以、当時現御出入積考」とある。本稿では上記の内容のうち、既述した研究目的に必要とされるデータ、すなわち文政七年の項目3から「朝鮮(米)」「朝鮮=属候銀出入積」「銅仕繰之覚」、項目7の「朝鮮御交易物之差引」の数値を検討することになる。

ところで、これを明らかにする前に、当時の日朝貿易が対馬藩の財政全体の中で、どのような位置を占めていたかを指摘しておこう。〔表1〕および〔表2〕は、既述した積帳の項目1から得られ

る、米と貨幣の年間定収入(所務)を示したものである。また〔表1〕によると、朝鮮から対馬へ送られた米6,250石(26.6%)は、⁽³⁾飛地領の田代米(34.1%)や松浦・怡土両郡米(28.1%)に次いで多い。ただし田代所務米や松浦・怡土両郡の所務米は、朝鮮米のように、現地の入用米を考慮していないため、項目3で知られる入用分を引いた数値を修正値として表の右側に示しておいた。もっとも松浦・怡土両郡米は、実際には対馬島へ送られることはなく、専ら大阪へ輸送され、それもこのころは残らず「江戸御借銀返弁」(『御出入積写』)のために引きあてられていたというから、対馬島民の食糧となった米は、田代米と朝鮮米であったといえよう。⁽⁴⁾

また〔表2〕の貨幣収入は、大別すると幕府からの下賜金(12,000両)と、それ以外の部分(21,698両)からなる。このうち後者の計算が、若干複雑である。周知のように、近世後期の貨幣使用の通例としての「銭匁」⁽⁶⁾遣いが対馬にも及び、この場合、藩庁で帳簿用に使用する「六銭」(銭60文で銀1匁)と、藩内一般用として銭90文で銀1匁とする「九銭」の二種があった。対馬の記録『問答覚書』⁽⁷⁾に、「御国銭遣い」について、次のように説明している。

御国の通用は、九銭と申して、九十文銭一匁の銭通用いたし候。上の御役所にては文銀と申し候て、六十文一匁の銭通用これあり。文字銀(元文銀)を正銀とも申し、上方相場をもって通用いたし、今ほどおよそ一匁の相場百三十文位と承たまわり候。金の相場これまた時々違い申し候えども、今ほど九銭七十六匁くらいと相聞え申し候。(史料は読み下し、以下同)

〔表2〕の場合、⁽⁵⁾元文銀1匁＝銭103文に固定して、元文銀から「六銭」を得るには $\frac{\text{元文銀} \times 103}{60}$ 、元文銀から「九銭」は、 $\frac{\text{元文銀} \times 103}{90}$ の計算法で得る(銭から銀は、この逆算)。ただし『御出入積写』の他の項目では、ほとんど元文銀1匁＝銭108文で計算しており、天保銀とでは銀1匁＝100文とされている。その時期の、銀の他通貨に対する交換比率の変動から生じた差であるが、予め貨幣変動を考慮して銭匁が算出されているため、この勘定法を用いると、金銀の貨幣改鋳や銀・銭相場の変動からくる影響を直接受けることなく、長期間にわたって同一の通貨単位で比較・検討することができる。近世の複雑な通貨制度から生れた、極めて便利な計算法であったといえよう。⁽⁸⁾

また〔表2〕に示した比率は、『御出入積写』に指定された金銀相場である金1両＝元文銀65匁

注(3) 対馬藩の飛地領は、近世初頭からの肥前国田代の外、文化十四年(1817)、易地聘礼の功績により、肥前・筑前および下野国の内に与えられることとなり、文政元年(1818)に至って肥前国松浦郡9,117石余、筑前国怡土郡6,760石および下野国安蘇郡2,079石、同国都賀郡2,122石余と決められた(森山恒雄「対馬藩」pp.1063-1064)。

(4) 鶴田啓「天保期の対馬藩財政と日朝貿易」p.74。

(5) 「永統御手当金」と称し、「対馬藩の勝手向逼迫のため」という理由のもとに、安永五年(1776)より毎年、幕府から対馬藩へ下賜された。この他に臨時の下賜金・米や拝借金(返済義務があるもの)が、様々な理由で幕府から渡されており、ちなみに文化年代から天保年代までの数値をあげれば、下賜金14万両、下賜米2万石、拝借金7万両にのぼっている(『近世日朝通交貿易史の研究』pp.394-395)。

(6) 本来「貫文」を単位としていた銭を、一定の枚数を決めて銀1匁とし、これに銀の単位である「匁」による標記を用いる。詳細は、藤本隆士「近世西南地域における銀銭勘定」(『福岡大学商学論叢』17-1, 1972年)、岩橋勝「伊予における銭匁遣い」(地方史研究協議会編『瀬戸内社会の形成と展開』雄山閣, 1983年)を参照。

(7) 長崎県上対馬町小鹿、扇家所蔵。

を用いて、すべての数値を金に換算した後、比較した割合である。この中で最も大きな割合を占めているのが、朝鮮公貿易所務分(37.0%)で、その額(六錢896貫380匁=金8,033兩)は、貨幣収入全体の中では幕府下賜金に次いで多い。しかも、ここには「所務」に入らない私貿易利潤が含まれていない。対馬藩では、私貿易を「御商売」と称して、定額収入の所務分にいないためである。後述するように、文政七年の私貿易の計上利潤は六錢で、709貫233匁とされており(後出[表7])、これを加算すると、朝鮮貿易の利潤は合計六錢1,600貫目余りとなり、元文銀で890貫目、金で13,721兩、すなわち幕府下賜金(12,000兩)を上回る。もっとも後で検討するように、官営貿易の利潤算出法には若干の問題があり、純利益とは言い難いが、朝鮮貿易が対馬藩の財政全体に、重要な位置を占めていたことには変わらない。

3. 官 営 貿 易

官営貿易とは、朝鮮国王と対馬藩主との儀礼的な物品の贈答形式をとる「進上・回賜」と、一定の品を朝鮮政府が公木(公課として徴収される木綿)で買い上げる方式の「公貿易」の二種があり、本来は対馬から朝鮮へ派遣される使船一艘ごとに行なわれるべきものであった。しかし1630年代の「兼帯の制」確立後、進上は「封進」と改称され、年間の封進・公貿易額を総計して、すべて公木で決算する方式が定着していらい、一括して定品・定額制の官営貿易として考えることができるようになった。そしてこの方式から、支給される公木のうち、一部を米に換える「換米の制」がさらに案出されている。もっともシステムは変わったものの、この貿易の性格上、対馬から一年間に派遣される使船数が交換物資の基本額を決定する重要な要因であったことには相違ない。いずれにしろ、これは商売というよりも朝聘儀礼上の物資の交換であり、それも国家的意識を背景とした朝鮮側の一方的な赤字貿易であった。⁽⁹⁾

年間の使船数や取引内容は、近世の初頭から約200年間、ほとんど変化がなかったが、文化六年(1809)にいたり、名目化した使船の一つである「中絶船」が廃止され、さらにその二年後、換米の制における公木と米の交換率が下げられることになった。貿易負担の軽減を諮った朝鮮政府の要請によるもので、そのころ対馬藩は、藩の命運をかけた通信使の易地聘礼を朝鮮側と交渉している最中にあり、この提案を受け入れざるを得なかったためである。⁽¹⁰⁾

注(8) 安永元年(1772)の佐久間基八の記録に、次のようにある。

文銀相場、上方高下にしがたい、所々にては売物高下つかまつり候ては、値段むづかしく御座候ゆえ、一匁を六十文と定め置き候。世上相場の銀取引は、正文銀(正銀貨の意味)と唱え、時の相場相用い申し候(『通航一覽』刊本三、p.559)。

(9) 『近世日朝通交貿易史の研究』pp.58-66, pp.149-151。

(10) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』(朝鮮総督府中樞院, 1940年) pp.770-777。三宅英利『近世日朝関係史の研究』(文献出版, 1986年) pp.583-586。

近世後期日朝貿易史研究序論

〔表 3〕 官 營 貿 易

	輸 出	輸 入
封 進	丹木（蘇木） 5,880斤 胡椒 3,400斤 明礬 1,400斤 日本朱 8斤 その他（紋紙・硯箱・屏風など）	価木（公木） 114束4疋8尋1尺2寸 （1束=50疋）
公貿易	荒銅 28,373斤54匁 鐵代銅（吹銅） 6,416斤80匁 丹木 455斤 水牛角 400本 （1斤=160匁）	価木 977束43疋7尋2寸
価木合計 1,091束48疋2尋1尺9寸 — 400束 換米分 + 17束20疋 鷹物換分 709束18疋 —— 公木支給額		

〔表 4〕 朝 鮮 米 輸 入

	米 （玄米計算にして）	白 （朝鮮俵	米 京 斛）	
対馬受取分	7,851石8斗 1,327"9" 19"6" 24"1" 378"5" 10"4" 16"5" 3"	13,333俵余 2,255" 33" 41" 642" 17" 28" 5"	6,999石余 1,183" 17" 21" 337" 9" 14" 2"	換米分（公木400束） 送使米・物換米 漂民物換米 脇浦乗米 八送使・漂民使渡海糧 差米 丸俵過上分 船中飯米上納分
小計	9,631石8斗	（16,355俵余	8,586石 ）	
倭館消費分	1,477石2斗余 351" 24"4" 130"3" 322"7" 1,002"5" 72"1"	2,508俵余 596" 41" 221" 548" 1,702" 122"	1,317石余 313" 22" 116" 288" 894" 64"	倭館役人扶持・合力米 水夫飯米 船中飯米 年始米その他倭館入用米 訳官遣米 米漕船賃米 代官方入用米
小計	3,380石2斗	（ 5,740俵余	3,014石 ）	
差引	6,251石6斗余	（10,615俵余	5,572石 ）	—— 対馬輸送分

この措置によって、まず中絶船に支給される公木56束（=2,800疋）が減った。次に、公木と米の交換率が、これまでの公木1疋=12斗替えから10斗替えになった。朝鮮では1石を15斗にして計算

するため、12斗替えて1束(=50疋)あたり40石($12 \times 50 + 15$)あったものが、33石余りになった。換米用に公木400束が充てられていたことから、これによって米2,666石(俵)が減少することになる(朝鮮の石については、後述する)。『御出入積写』によると、中絶船の公木を1疋=六錢21匁替えて計算して、58貫800目の減少、米2,666俵の減少分を、1俵=六錢50匁替えにして、133貫333匁の減少とし、これから中絶船の輸出定額分を除いて、差し引き六錢勘定で約180貫目(元文銀100貫目、金1,500兩)の年間損失とみている。

官営貿易を更に詳しくみていくために、次の基本となる支給公木(木綿)の数量をみていこう。

〔表3〕に示した通り、文政七年における封進額は、114束4疋余、公貿易額は977束43疋余であり、⁽¹¹⁾両者合計すると1,091束48疋余となる。17世紀後期の支給額は、合計1,134束余であるから、中絶船の中止などによって若干減少しているものの、それほど大きな差はない。官営貿易が、「所務」と呼ばれる所以である。前出の1疋=六錢21匁替で計算すると、その輸入規模は1,146貫目(元文銀で637貫目)位であったと考えられる。この公木から、換米用として400束が引かれ、鷹の物換え分(本来、鷹の子が渡されるところ、公木に代替されるもの)を加えると計709束18疋、これが対馬藩へ実際に渡される公木であった。17世紀末、これらの公木は、国内に送られずに倭館の蔵に留め置かれ、私貿易市場において再度「輸出品」として朝鮮側に売られていたが、このころは国内販売用として⁽¹²⁾大坂へ輸送されていた。

米の輸入は、〔表4〕に示したように公木からの換米が最も多く、その他送使米や様々な物換米を加えた分が支給されていた。公木からの換米は、すでに見たように文化八年(1811)以後、公木1疋=10斗替えになり、朝鮮の1石=15斗の計算法により、1束(=50疋)あたり33,333石余り($10 \times 50 + 15$)、400束で13,333石余($400 \times 33,333$)になった。ただし朝鮮の「石」は、日本の京斛で⁽¹³⁾計った石高と異なり、朝鮮で「正平斛」、対馬では「丸斛」という一斗斛で15杯計ったものを一俵に詰め、これを「一石」と称していた。朝鮮の丸斛は、対馬藩の計算法によると日本の京斛3升5合に当たるとされており、これで15杯計って入れた俵は、京斛5斗2升5合(0.35×15)に相当する。したがって朝鮮「白米13,333石(俵)」は、京斛で約7,000石に相当し、『御出入積写』ではこれをさらに他項目との比較の関係上、玄米の石高に直している。そこでこの表では、史料にある(玄米)石と朝鮮俵数のほか、京斛の石高を参考のため示しておいた。これによると対馬に支給された米9,631石の内、三分の一にあたる3,380石が倭館消費分とされ、実際に対馬島へ送られたのは6,251石、これは白米にして朝鮮俵で約1,000、京斛で計って約5,500石となる。これら米のすべてが、田代米と同様、対馬藩内で消費されたことは前にも述べたが、同藩がこれだけの米をもし市場で購入したと

注(11) 『蓬萊故事』(『朝鮮学報』, 58) p. 134. 『近世日朝通交貿易史の研究』p. 150.

(12) 宗家記録『大坂為登品之覚』対馬歴史民俗資料館所蔵。

(13) 斗は朝鮮語の訓読で「マル」と発音することから、対馬ではそれに日本語で同音の「丸」の字を充てたのではなかろうか。この朝鮮斛と日本の斛については、別途考察するつもりである。

〔表 5〕 官営貿易の輸入品販売・輸出品調達価格

輸入品販売

支 給 数	差 引	販 売 数	代価（六錢）
公木709束18疋	20束 判事へ 1束18疋代官方へ	438束 上木（1束=1貫125匁） 250束 次木（1束= 900匁）	715貫250匁 （計算では717貫750匁）
人參5斤	2斤 以酤庵へ	32匁 倭館病人用（1斤=2貫250匁） 1斤 對馬病人用（1斤=2貫400匁） 1斤128匁 大坂売（1斤=4貫500匁）	10貫950匁
人參代吹銀42貫075匁		42貫075匁 江戸銀座売 （文字銀85貫500目）	153貫900匁
大豆 317俵余	20俵 通訳官へ	297俵余（1俵=24匁）	7貫139匁
小豆 13俵余		13俵余（1俵=40.3匁）	542匁
その他（筆・墨・油など、別幅・求請物）			8貫600匁
計			896貫957匁…① （計算では898貫881匁）

輸出品調達

品 目 数*	単価（元文銀）	代価（元文銀）	代価（六錢）
水牛角 435本	1本=45匁	19貫575匁	35貫235匁
丹 木 6,335斤	1斤=3匁	19貫005匁	34貫209匁
胡 椒 3,400斤	1斤=3匁3分	11貫220匁	20貫196匁
明 礬 1,400斤	1斤= 9分	1貫260匁	2貫268匁
荒 銅 28,373斤54匁	100斤=243匁	68貫947匁余	124貫104匁
吹 銅 6,416斤80匁	100斤=265匁	17貫003匁	30貫605匁
封進物箱染用			
丹 木 60斤		} 189匁	340匁
明 礬 10斤			
計		(137貫199匁)	246貫957匁
他に長崎除き物			
水牛角 215本, 胡 椒 1,100斤		}	33貫102匁
丹 木 1,665斤, 明 礬 100斤			
計			280貫059匁…②

差引①-②=616貫300匁余（計算では618貫822匁）

*封進物のうち、日本朱・その他（紋紙・屏風など）は、送使方入目とされ、ここでは除外されている。

すれば、一石＝一兩替えとして金5,000兩余の出費を覚悟しなければならなかったであろう。

次に朝鮮人參の輸入についてみていこう。官営貿易で支給される人參は、特に「^{れいたんさん}礼単參」と称し、私貿易用で買い付けるものと区別されていたが、このころになると日本国内における薬用人參の人工栽培の成功により、価格の点からも私貿易による人參の輸入は、不利になってきた。このためかつて朝鮮貿易の代名詞でもあった人參の輸入は、後述するように私貿易では僅か2斤、礼単參では38斤80匁（1斤=160匁）となっていた。しかしこの礼単參のほとんどの28斤80匁が吹銀42貫752匁の輸入に代替され、このほかさらに人參5斤が錢に換えて支給（これは代官方に積置く）されていた

ため、結局対馬へ実際に渡された礼単参は、僅か5斤にしかすぎなかった。17・18世紀の銀輸出全盛期に用いられた「人参代銀」の語は、もはや人参貿易の衰退と銀の逆輸入を意味するものに転じてしまったといえよう。朝鮮からの銀輸入については、私貿易のところで改めて触れる。

以上の公木・米・人参のほか、大豆・小豆・その他のものが対馬へ渡されたが、この品々の中から、藩では倭館貿易を円滑に運営するため、通訳官の訓導・別差^{くんとう べつさ}その他の係り役人に対して、「遣い物」を渡すのが常であった。その額は、〔表4〕の倭館消費分に示した米322石(朝鮮俵548)のほか、公木20束、大豆20俵、それに日本からの輸出品のうち水牛角35本、丹木1,065斤(これは他品で代替)を渡すという、かなりの額にのぼっていた。『御出入積写』では、この「遣い物」分をさらに考慮に入れながら、米を除く輸入品の販売と、輸出品の調達価格を算出している。すなわち〔表5〕に示したように、官営貿易の輸入品の販売価格は、六銭で896貫目余り(前出〔表2〕の「朝鮮公貿易所務分」がこれにあたる)、輸出品の調達価格は、経費を入れないで246貫目と計上されている。

これら輸出品のうち、銅については、私貿易のところで詳細に触れることにして、水牛角・胡椒・明礬^{みょうばん}・丹木の四品は、中国船やオランダ船によって長崎に輸入されたものを朝鮮へ再輸出したものである。水牛角は、朝鮮で黒角と称して武器や工芸品、稀に薬用として、胡椒は調味料と薬用に、明礬は丹木の色出や染色用に、丹木はスオウのことで蘇木とも称し、染料として用いられた。対馬藩ではこれらの中継品を長崎で調達するにあたって、「対州除き物」扱い、すなわち一般商人の入札に付す以前に、良質なものを優先的に取引でき、また時によっては相場より廉価に購入することを許されていた。この「除き物」は宝永六年(1709)、老中土屋相模守の許可を得たことに始まり、そのころは貿易が盛んであったことから「除き物」の上限を、水牛角2,000本、胡椒20,000斤、明礬15,000斤、丹木10,000斤とされていた。その後享保期(1720-30年代)に至ってこの措置は一時中断したり、またその後間もなく復活しても上限額が減らされることなどがあり、文政年代の調達定額は、水牛角650本、胡椒4,500斤、丹木8,000斤、明礬1,500斤⁽¹⁵⁾とされて、水牛角は以前の二分の一、胡椒は四分の一、明礬に至っては十分の一という著しい減額である。もっともこの定額でも官営貿易の輸出額は充分にカバーしており、たとえば文政七年の場合、長崎除き物の調達定額と実際の輸出货量との差は、次頁に示した表のようであった。

これらの余分について、対馬藩としては「寝物に相成り候へども、御用心かたがた御調おかれ候」

注(14) 通常、一般商人の入札には「三步掛り銀」(輸入品落札値の3%)が課せられるが、「除き物」には、これがないことが多い(『大意書』巻十三、会所有銀口々納払名目仕分書『近世社会経済叢書』七巻。山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』p.148, 吉川弘文館, 1964年)。もっとも天保十四年(1843)の記録によると(『唐紅毛之品対州平戸并九州諸家除取候一件調書』長崎図書館, 渡辺文庫), 水牛角は銅の代納とされたために調達が無くなり、胡椒は落札値段の五カ年平均(3.129匁)、丹木は一般商人同様、払い代に三步銀を加え、明礬は元代の40割増しとされ、かなり条件が厳しくなっている。ただしこれも商人の入札以前に良品を選ぶことができ、これらの代価の支払いは、二年後の延べ払いとされていた。

(15) 『古川家覚書写』九州大学所蔵。宗家記録『分類紀事大綱』三十二, 国立国会図書館所蔵。

	調 達 定 額	官営貿易輸出額	差 額
水 牛 角	650本	435本	215本
胡 椒	4,500斤	3,400斤	1,100斤
丹 木	8,000斤	6,335斤	1,665斤
明 礬	1,500斤	1,400斤	100斤

として、低廉に調達できる時期に、権利のある分だけ購入しておいたほうが良からうと判断していた。このため〔表5〕には、それら余分の中継品の代価33貫目を、輸入品販売額から引いて、結局残り616貫目余りが対馬藩の「収益銀」として計上されている。しかしこの数値は、後で述べる私貿易のように、経費を考慮されずに出されている。

ところで、たとえ余分があっても「用心」のため調達をした理由は、長崎中継品のうち、とりわけ水牛角の入荷が不調に陥っていたことにあった。公貿易における水牛角の輸出定額は、17世紀ごろの取り決めでは297本であったが⁽¹⁶⁾、その後良質な大きな角の入手が困難になったため、数量の増加によってそれをカバーすることになり、文政期の定額は前掲〔表3〕の通り400本となり、さらに〔表5〕によれば「公貿易用」として用意された額は、それよりも若干多い435本であった。対馬藩ではこの水牛角の長崎入荷不振に対処するため、天明(1780)年代から朝鮮産と対馬産の煎海鼠^い(長崎から中国へ輸出される海産物の一つ)を水牛角の決済にあてることにし、さらに調達定額の650本に達した場合は、対馬産の煎海鼠1,000斤を無償で長崎会所に提供する約束を取り交わした。だがそれでも水牛角の調達は困難を極め、その購入価格も寛政十年(1798)に元値の15割増しとされ、さらに〔表5〕にある文政七年の1本=45匁の単価は、前年の39匁から値上されたものであり、翌年には元代の20割増、天保元年(1830)には30割増と暴騰した⁽¹⁷⁾。このような状態にもかかわらず、水牛角の輸出が行なわれていたのは、私貿易と異なって、官営貿易は定約された品を規定にそって交換し続けることが建前とされており、経済的な判断に基づく方策を迅速に打つことが難しかったためである。しかしさすがにこうした暴騰にたまりかねた対馬藩は、天保七年(1836)に水牛角の入手を断念し、朝鮮へは外交ルートを通じて代替品として吹銅3,000斤を、輸出する定約を結んだ⁽¹⁸⁾。

4. 私 貿 易

私貿易は、朝鮮側で「開市」と称し、毎月8回の割で朝鮮商人が交易品を持って倭館に入館し、これと対馬藩の役人および商人達が相対で行なう形式の貿易である。官営貿易のような定品・定量

注(16) 『近世日朝通交貿易史の研究』p.150。

(17) 小川国治『江戸幕府輸出海産物の研究』(吉川弘文館, 1971年) p.219。

(18) 田代和生「対馬藩における朝鮮輸出銅調達について」(『朝鮮学報』66, 1973年) p.201。

の規定はなく、そのため貿易量は年によって変動していた。前記のごとく、この貿易の全盛期は、17世紀中期以降の約100年間で、当時は銀の大量輸出によって、官営貿易の数十倍の利益が見込まれたこともあった。しかし18世紀中期ごろから私貿易の不調期が続き、一時は「私貿易断絶」が幕府に訴えられたこともあったが、文政七年時点では、銅の輸出と人参・煎海鼠・黄芩・牛角・爪・皮などの輸入によって、官営貿易とはほぼ同じ位の規模で私貿易が運営されていた。

次の〔表6〕は、銅輸出とその対価として輸入された品目と数量、そこから「欠入目」を引いた輸入品の販売について示したものである。これによれば、当時の私貿易による輸入品は六種目のみで、いずれも朝鮮産のものばかりであり、かつて中国産品を中心に繁栄していた面影はどこにも見られない。輸入品の中で、対価とされた銅や売上の割合をみると、牛皮がこの貿易の中心に位置していたことが分かる。これだけ大量の牛皮が、どのような用途に消費されたのかよく分からないが、牛角・爪(溶かして「朝鮮べっ甲」とされる)と共に大坂に送られ、そこで何らかの加工用とされたものと考えられる。また黄芩・人参は、薬種品として大坂で販売され、朝鮮煎海鼠はすでに述べたように、長崎における水牛角などの対価用に対馬藩内で仕立てた煎海鼠・干鮑あわびと併せて、長崎会所へ送られていった。さらに私貿易の総売上からは、輸送費や箱代などの諸経費(六銭230貫目余)が控除されており、差引六銭1,175貫目余、これは前出〔表5〕の官営貿易における販売代価(896貫目余)を上回っていたことが分かる。

〔表6〕 私貿易の銅輸出と輸入品販売

輸 出 銅 (比率%)	輸 入 品	販 売 数	売 値 (六銭)	代価(六銭) (比率%)
37,800斤 (51.6)	牛皮 15,000枚	15,000枚	1枚 57.73匁	865貫998匁 (61.6)
12,041斤余 (16.4)	煎海鼠15,000斤	14,250斤	1斤平均約6.84匁	97貫520匁 (6.9)
8,571斤 (11.7)	黄芩 50,000斤	45,700斤	1斤 6.3 匁	287貫910匁
		クズ 1,800斤	1斤 1.8 匁	3貫240匁
7,375斤 (10.1)	牛角 16,100斤	上 1,800斤	1斤 12.25匁	22貫050匁
		中 8,900斤	1斤 7.08匁	63貫012匁 (7.5)
		下 5,400斤	1斤 3.67匁	19貫810匁
6,000斤 (8.2)	上用人参 2斤	80匁 (1斤=160匁)	1斤 21貫600匁	10貫800匁 (0.8)
1,500斤 (2.0)	爪 1,500斤	1,500斤	1斤 2.42匁	36貫300匁 (2.6)
合計73,287斤余			小 計	1,406貫640匁 - 230貫757匁 (諸経費)
			売上合計	1,175貫883匁

注(19) 安永四年(1775)、対馬藩は幕府に「私貿易断絶」の申し立てを行なったが、これは幕府からの援助を受けるために案出された苦肉の作で(『近世日朝通交貿易史の研究』p.372, pp.381-382)、私貿易は幕末・明治に至るまで継続されていた。なお、森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開」(『史学』56-3に掲載予定)は、この安永期における「私貿易断絶」説とそのころの私貿易について明らかにしている。

(20) 輸入品によって、5%から20%の「欠入目」が引かれるが、実態は不明。

朝鮮からの煎海鼠輸入は、長崎会所における俵物の請け負い制度にもとづいて、天明五年（1785）より請け負ったもので、輸入も順調に延びて文化元年（1804）～同五年に、平均37,000斤余を輸入している⁽²¹⁾。このころの対馬産の煎海鼠は、多くても3,000斤に満たないため⁽²²⁾、対馬藩から長崎に送られた煎海鼠のほとんどが、朝鮮産であったことになる。ただしその輸入も文政七年には14,250斤〔表6〕⁽²³⁾、天保元年（1830）に20,000斤⁽²⁴⁾、天保十三年（1842）に18,468斤〔御出入積写〕、弘化元年（1844）7,163斤、翌年18,653斤と、1万から2万斤の間に下がっている。加えて〔表6〕の輸出銅と売上代価の比率を比べると、煎海鼠は輸出銅投資の割には最も利益回収率が低い（逆に最も高いのが黄芩）。長崎における中継品の確保のためにも、重要な輸入品であったには違いないが、貿易経営という観点からみれば、それ程有利な商品ではなかったと考えられる。

〔表7〕は、私貿易の元値ともなるべき輸出銅の調達代価などについて、表示したものである。ここでは、私貿易の銅輸入代価の外、官営貿易・私貿易における銅購入資金の借入利息、それに輸送船（御米漕船）の建造費が計上され、合計六銭466貫目余、これを前出〔表6〕の輸入品販売額から引いて、六銭700貫目程度（元文銀394貫目余）が私貿易利潤とされている。

〔表7〕 輸出調達代価

代価(六銭)	内 訳
318貫162匁余	私貿易用荒銅 1,626斤余 代銀(元文銀) 3貫951匁余(100斤につき243匁) } 計176貫757匁 " 吹銅63,583斤余 " " 172貫806匁余(100斤につき265匁) } (六銭318貫162匁)
43貫615匁	私貿易用吹銅8,077斤 代銀(元文銀)24貫231匁(100斤につき300匁) 細工下地銅密質値段による (六銭43貫615匁)
46貫512匁	官営・私貿易銅買入資銀の利息(10ヶ月1歩) 荒銅30,000斤 代銀(元文銀) 72貫900目 } 計258貫400目 六銭にして465貫120目 吹銅70,000斤 " " 185貫500目 }
4貫361匁余	私貿易用細工下地銅(吹銅) 買入資銀の利息(10ヶ月1歩)
54貫000匁	輸送船(御米漕船)一艘建造費 元文銀30貫目(六銭54貫目)
合計 466貫650目	1,175貫883匁-466貫650匁=709貫233匁(史料には669貫200匁余)——私貿易利潤

銀1匁=銭108文

さてこの〔表7〕によれば、対馬藩は輸出用銅10万斤を、荒銅100斤につき元文銀243匁、吹銅を同じく265匁で買い入れており、この価格は〔表5〕の官営貿易における銅価と同じである。しかしこれらの価格は、かなりの銅価が値上がりしていた時期のものであった。朝鮮輸出銅の調達についてはすでに別稿で明らかにしたように⁽²⁵⁾、幕府が許可した輸出定額のワク内で、銅統制機関であ

注(21)(22) 小川国治『江戸幕府輸出海産物の研究』pp.200-204。

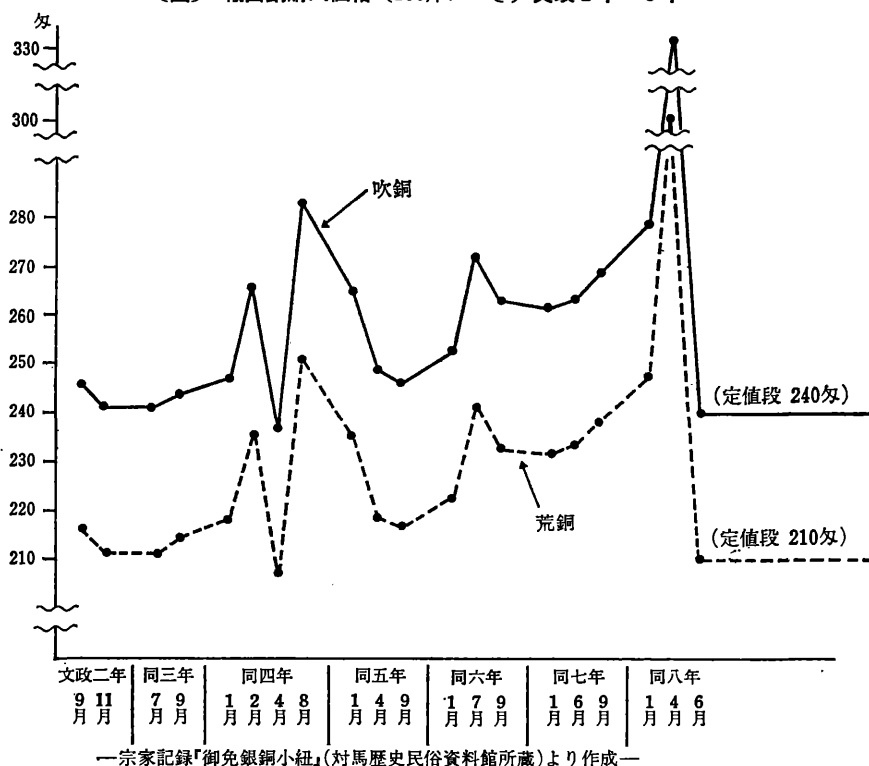
(23) 鶴田啓「天保期の対馬藩財政と日朝貿易」p.73。

(24) 宗家記録『当時公貿易并朝鮮御商売御利潤銀凡考之積帳』国立国会図書館蔵。

る銅座の支配を受けながら調達することが義務づけられており、ただし特に公貿易用の荒銅の品質一定のため、別子銅山の経営でも知られる有力な銅座御用商人の泉屋吉左衛門(住友)より専ら買い付けることを認められていた。しかしすでに18世紀初期から慢性的に続いていた産銅不足のため、市場における銅価は上昇する一方で、とりわけ文政二年(1819)から銅座も入札法で銅価を決めるようになっていたため、これに伴い対馬藩の仕入れ価格も上昇傾向を示していたのである。

次の〔図〕は、そうした入札法によって銅価が決定されていた文政二年(1819)九月から同八年(1825)四月まで、対馬藩が大坂で調達した銅(荒銅・吹銅)の入札価格を示したものである。『御出入積写』に記録された銅価格が、どの時点のものであるかよく分からないが、輸出品の調達時期からみて、前年の七月ころのものと仮定すると、吹銅の価格が〔図〕と比較して若干安いように思われる。〔図〕によると銅価の趨勢は、文政四年八月の値上がり後、いったん下がったものの、同六年七月より再度上がりだし、七年下半期から翌年の四月の暴騰へと続いている。またこれより荒銅の値段は吹銅より、常時100斤につき銀30匁低く見積られていたことが知られる(この点、『御出入積写』の数値は、荒銅と吹銅の差が、22匁となっている)。対馬藩がこうした銅価暴騰にたまりかねて、朝鮮輸出銅に限って廉価な定値段で売り渡して欲しい旨請願し、いわゆる「対馬定値段」による特別取引

〔図〕 輸出銅購入価格(100斤につき) 文政2年～8年



注 (25)(27)～(29) 「対馬藩における朝鮮輸出銅調達について」 pp. 196-200。

を認められたのが、翌年（文政八年）の六月のことであった。その時設定された銅価は、荒銅100斤につき銀210匁、吹銅240匁であったというから、入札時代の価格がいかに騰貴した厳しい状態にあったか知られる。

ところで再び〔表7〕に注目すると、文政七年に官営・私貿易で輸出された銅は、種類別に見て荒銅3万斤、吹銅78,077斤、合計108,077斤であった。しかしこのうち、銅座から調達された銅は10万斤で、残り8,077斤（吹銅）が、細工下地銅という名目で内密に100斤につき銀300目という異例の高値で購入され、これが「密売値段」によるものと説明されている。だがこのころ対馬藩が幕府から許可されていた輸出用銅の調達定額は、従来の定額分の10万斤（荒銅・吹銅）に、文政三年（1820）朝鮮から銀を逆輸入⁽²⁶⁾することを条件に許可された吹銀価銅5万斤を加えて、計15万斤となっていた。すなわち10万斤に達しても、まだ5万斤の余裕があったわけで、これに加えて文化十二年（1815）以降、朝鮮輸出銅の定額ワクに限って、代金支払に24カ月間の猶予期間のある銅代価の「延売り」（後納）方式の適用を受ける特典があったはずである⁽²⁷⁾。そうした折、対馬藩はなぜ法外な価格である「密売値段」に頼らざるを得なかったのだろうか？

この理由は、文化十二年（1815）から文政七年（1824）における、変則的な銅調達方法にあった。すなわち、上記の銅代価の「延売り」方式が許可されたころ、対馬藩財政は、かなり逼迫しており、本来の定額分10万斤を購入する余力がなく、またたとえそれを購入しても朝鮮国が飢饉の連続で、銅を輸出できる状態ではなかった。このため対馬藩がこの方式の適用を幕府に願い出る際、定額分の半分の5万斤を五カ年間に限る、という条件を自ら附記し、その年限の切れる文政二年（1819）、同様の条件の下にさらに吹銀価銅5万斤を加えた10万斤が、銅代価後納方式を適用される範囲とされていた。もちろん本来の額を半分に減らしたからといっても、対馬藩や朝鮮の状態が良好になれば、適用年限が切れるのを待って基本定額（10万斤）に復活することが可能であった。むしろこの基本調達額を半分にしたままの状態で、吹銀価銅を別ワクで輸出することを願ったのは、将来、貿易が上昇期になった時にそなえて、対馬藩が確保できる銅輸出額を、こうした形で増額しておいた方が得策と考えたからに外ならない。文政七年は、銅代銀後納方式の適用年限切れの年に当り、したがって対馬藩がその条件の下で調達できる銅は、基本額の半分と吹銀価銅分の計10万斤とされており、これを越えた銅調達は、不法な手段で購入する以外に途がなかったのである。これは見方を変えれば、そのころの私貿易が最悪な状態を脱し、良好な方向に向っていたことを窺わせる。かくしてこの翌年、本来の基本調達定額（10万斤）が復活され、吹銀価銅と合わせて15万斤が限度ワクになり、さらにその後「金類取出価銅」や「水牛角代り銅」などが加わって、時には20万斤にも調達定額が広げられていくことになる⁽²⁸⁾。

注（26） 国内の産銀減少に対処するため、金銀の逆輸入は初め長崎において宝暦十三年（1763）より行なわれており、対馬藩へは文政期に至って、貨幣改鑄に着手した老中および勘定奉行から要請があったものである（「対馬藩における朝鮮輸出銅調達について」pp. 199-200）。

さて、文政二年(1819)より新たに吹銀の輸入対価として別ワクで輸出が認められた吹銀価銅は、前出〔表5〕にあるように、銀輸入の対価とはされず、文政七年に輸入された吹銀42貫目余は、官営貿易の礼単参(人参)の代替として、対馬藩へもたらされていた。もっとも銀の逆輸入は、他の年は比較的良好だったとみえて、対馬藩の記録によれば、文政三年(1820)～同十二年(1829)の年平均が118貫目余、天保七年(1836)～弘化二年(1845)の平均が111貫目余、嘉永五年(1852)～安政二年(1855)が平均300貫目余、これらの数字は、対馬藩が当初見積っていた予定輸入高(年間100貫目余)を上回るものであったという。⁽²⁹⁾ところでこの吹銀輸入について、対馬藩の勘定奉行所は、文政四年二月、次のような書状を藩庁に書き送っている。⁽³⁰⁾

……この程、朝鮮よりも書状相達し、去年(吹銀の調達を)訓導請け持ち以来仕入れいたし候だけは追々持ち入れ、この末とても違約に及び候義もこれ有るまじく、もとより(吹銀貿易は)朝鮮国禁の品ゆえ、取り扱い候義相顕れ候時は不安、去りながら価銅五万斤御願ひ済みにも致させられ候義に候えば、お苦しからざるの義これ無きよう、取り出し方八坂忠右衛門も専ら出精の心得に候……(中略)いよいよ吹銀取り出し約定通り順路に相なり候えば、来年よりは銅十万斤のみにては定例の仕入銅大いに不足に相なり、ぜひ別段に今五万斤御手当これ無く候ては叶いがたく存じ奉り候……(傍線、引用者)

これは、当時の朝鮮国では、銀の輸出を禁じていたこと、⁽³¹⁾しかし対馬藩はそれが禁輸品と知りながら、半ば公然と入手しており、それが可能となったのは、訓導(通訳官)が潜かに銀の引き渡しを請けあっていたからである、といった貿易の機密事項に関わることを明らかにしている。加えて文中では、その訓導との「約定」通りに事が運べば、恐らく輸出銅の調達定額は、来年にも大いに不足をきたすであろうとの予測すら下している。これは、朝鮮からの銀逆輸入にまつわる重要な事実を明らかにしているとともに、訳官と結託した対馬藩の「したたか」な貿易経営に注目する必要があることを示唆している。⁽³²⁾すでに見たように、官営貿易の項目において、「倭館貿易円滑」のために訓導ら貿易係役人へ、なぜあのような多額の「遣い物」が配慮されていたのか、ここにその真の目的を知ることができるのである。

結 語

本稿で用いた文政七年の『御出入積写』の数値は、文化易地聘礼後の朝鮮貿易経営とその実態を明らかにしている。その売り上げ額・利益からみて、官営と私貿易はそれ程の大差はなく、それだ

注(30) 宗家記録『御免銀銅小紐』対馬歴史民俗資料館所蔵。

(31) 朝鮮国が、倭館において銅の対価として銀を渡すことを禁じていたことは、『辺例集要』(巻五、禁条)の記事によっても明らかである。あたかもこの禁条は、癸未道光三年十月、すなわち文政六年に発令された条文を載せている(『対馬藩における朝鮮輸出銅調達について』p.206)。

(32) 対馬藩が朝鮮の訳官と結託して日朝間の重要事項を処理した実例として、文化易地聘礼の事前工作があげられる(長正統「倭学訳官書簡よりみた易地行聘交渉」『史淵』115, 1978年)。

け日朝貿易の性格が、以前に比べて「商業」性を後退させて政治的・外交的性格が優先されるようになったことを示している。

対馬藩による近世後期の日朝貿易経営を概観してみると、易地聘礼までは私貿易の利益激減を背景に、輸出の主体となった銅の確保に迫られていた感がある。たとえば、朝鮮輸出銅の調達にかかわる主導権が、幕府の銅統制策から生まれた銅座に握られ、さらに年間10万斤という調達定額の設定に加えて、その額すら渡されないことが多く、そこにはむしろ幕府による長崎御用銅の優先策に翻弄される対馬藩の姿を見ることができる。しかし過去数世紀にわたる日朝間の慣例を破った、画期的な通信使の対馬聘礼は、そうした状態にある対馬藩に、幕府との格好の取り引き材料を提供することになった。異例ともいうべき所領加増は、その後の藩経済に重要な支えとなったことはいくまでもないが、これに加えて金銀逆輸入という手段を使って、約100年ぶりに銅調達の定額増加をはかるなど、貿易政策面に巧妙なかつ積極的な施策が多く見られるようになる。

この貿易で重要なことは、かつて日本から出るばかりであった銀が、文政期以後、逆に朝鮮からUターンされ、それも以前対馬藩が輸出した日本の通貨（丁銀）の形ではなく、吹銀（灰吹銀）であったことである。年間の輸入額は、17世紀に対馬藩が輸出した額の十分の一に過ぎないが、これによって朝鮮国内の貴金属政策、鉱山や精錬技術の問題、対馬藩と訳官の密貿易の実態など、解明すべき問題が多く残されていることを示唆している。しかもそこには、長崎における中国貿易とのかかわり、日本の通貨制度と貴金属の問題など、広く東アジアの経済問題を含んでいることを忘れてはいけない。

すでに見たように、易地聘礼後、朝鮮側の要請によって、官営貿易の一部改変が行なわれ、これによって「中絶船」の廃止と朝鮮白米が2,600俵（玄米1,500石）減らされた。だがその一方で、対馬藩は文化易地聘礼の功績として幕府から飛地領2万石の加増を受け、さらに文政六年（1823）から天保九年（1838）の間は、対馬藩主の嫡子の名で「児名送使」を派遣し、この期間公木44束余りが加算されていた。しかも易地聘礼後、対馬藩に渡された拝借金や下賜金の額などを考え併せると、官営貿易の減額分を補充しても、余りある程の手当がなされていたといえる。

ただし幕府が期待をかけ、かつまた対馬藩の「したたか」な貿易経営で逆輸入された銀ではあったが、それが朝鮮の禁輸品である以上、輸入量の急速な成長を望むことはできなかった。さらに販路が長崎から中国に延びていた朝鮮産煎海鼠の輸入は、利益効率が最も悪く、官営貿易の定品（特に水牛角）の決算用にあてられていた。外交的性格が優先する官営貿易は、時に貿易利益を無視してでも継続しなければならず、水牛角の急激な値上がりの中で、煎海鼠貿易は将来性のあるものではなかった。近世後期の朝鮮貿易は、対馬藩の意欲的な貿易経営にもかかわらず、結局頭打ちになって幕末・明治期に至るのは、そうした貿易の性格からくる限界にあると考えられる。

（経済学部助教授）